

標準市議会委員会条例の一部改正について【正誤表】

令和 6 年 2 月 1 6 日に本会ホームページに掲載しました「令和 5 年度地方自治法改正に伴う標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正について」(全議M1第6号)について、下掲の通り、一部訂正がありましたのでご案内いたします。

正誤を反映した報告書等につきましては、本会ホームページに掲載しております。

(委員会条例) 赤色部分を削除・修正

正	誤
【第十五条の二参考】(オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考)	【第十五条の二参考】(オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考)
(委員会の開会方法の特例)	(委員会の開会方法の特例)
第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。	第十五条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下 <u>この条において</u> 「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>同項</u> の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>前項</u> の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十八条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。